外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知制定 令和4年1月20日3新食第1455号

(通則)

第1 外食産業事業継続緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、新型コロナウイルスの影響により経営環境が悪化した外食産業の需要を喚起するため、サービス産業消費喚起事業(Go To Eat キャンペーン)給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程(令和2年10月9日付け2食産第3487号)第1条における給付金の給付に基づき行われる「Go To Eat キャンペーン」について、より安全・安心を確保した新たな取組の下、感染状況等を踏まえつつ、必要な事業期間を確保して実施するとともに、併せて、飲食店の感染防止策の強化やテイクアウト・デリバリー等の取組を支援することを目的とする。

(補助の対象及び補助率)

- 第3 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が行う外食産業事業継続緊急支援事業 (以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大 臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付す る。
 - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

- 第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請 書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければなら ない。
 - 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る 消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費 税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と 当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合 計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合に は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税 仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣官房総括審議官(新事業・ 食品産業)(以下「総括審議官」という。)が別に通知する日までとする。 (交付決定の通知)

- 第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付 すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものと する。
 - 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知 を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の 規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に 提出しなければならない。

(契約等)

- 第8 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更 等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
 - 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及び口の大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲 げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越 承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により 事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただ し、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に 代えることができるものとする。
 - 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官に提出しなけれ ばならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務 大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該 概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10第1項第3号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(補助事業者に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出 するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額 から減額して報告しなければならない。
 - 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であって

も、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16 大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要 に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した 条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものと する。
 - 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、 違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経 費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第 1項に準じて提出するものとする。
 - 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 16 第 1 項に準じて改めて額の確定 を行うものとする。
 - 3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第18 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に 掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更すること ができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を 命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(収益納付)

- 第20 補助事業者は、補助事業の実施により相当の収益を生じたときは、別記様式第10号により、その旨を総括審議官に報告しなければならない。
 - 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じた ものと総括審議官が認定したときは、総括審議官は補助事業者に対して、当該収益の一部又は全 部を国に納付させることを命ずることができるものとする。

(補助金の経理)

- 第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出 を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して 前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しな ければならない。
 - 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第10から第13まで、 第15及び第17から第21までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければなら ない。
 - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

- イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を 国に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第23 国は、事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を 求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第24 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、総括審議官が別に定めるところによる。

附則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

別表(第3、第11関係)

第1	第2						第3			第4	
区 分	補	助	対	象	経	費	補	助	率	重要	な変更
										経費の配分	事業の内容
										の変更	の変更
1 Go To Eat キャンペーン事業	総括智	F議 官	『が另	りに分	定め	るもの	定額			区分の欄に掲げる1及	事業の中止又は廃止
(1) 間接補助事業者への補助金交付事務	とする	5.								び2の経費の相互間に	
											補助事業に要する経費の
(2)間接補助事業者の行う食事券の発行等											30%を超える増減
										区分の欄に掲げる(1)	
										及び(2)の経費の相互	
										間における経費の30%	
										を超える増減	
2 業態転換等支援事業 (1)業態転換等の支援 ①業態転換等支援事業の周知 ②業態転換等支援事業の公募 ③飲食店からの申請内容の審査・採択 ④補助金の交付等 (2)飲食店における業態転換等の取組	総括領のとす	-,	言が [§]	別に	定め	つるも	定額 (ただし、間 の補助金は 助上限 10,	1/2	2以内、補	び2の経費の相互間に おける経費の30%を超	事業の追加、中止又は廃止 補助事業者の変更 補助事業に要する経費の 30%を超える増減

別記様式第1号(第4関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 交付申請書

号 番

農林水産大臣 殿

所 在 地 団体名 代表者氏名

令和3年度において、下記のとおり事業を実施したいので、外食産業事業継続緊急支援事業補助金 交付等要綱第4の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

		補助事業に要	負 担	. 区 分	
区	分	する経費	国庫補助金	その他	備考
		(A+B)	(A)	(B)	
		円	円	円	
0000					
0000					
0000					
合	計				

- (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がな い場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

(注) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

別記様式第2号(第8関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[(間接)補助事業者] 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
 - 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分 部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令 の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場 合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経 過した場合は、この限りでない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者が本様式と同趣旨の申立書を 徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴すること ができる。

別記様式第3号(第10関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 変更等承認申請書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり○○(注1)したいので、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第10の規定に基づき申請する。

記(注2)

- (注) 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」 とする。
 - 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第4号(第12関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 (○○○○○○事業)遅延届出書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第12の規定に基づき届け出ます。

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

				事業	の遂行	状 況		
				○年○月○日ま	きでに	でに 〇年〇月〇日以		
				完了したもの		実施するもの)	
⊵	<u> </u>	分	総事業費					備考
				事業費	出来高比	事業費	事業完了	
					率		予定年月	
							日	
			円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 - 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載すること とし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場 合のみ記載すること。

別記様式第5号(第13関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 事業遂行状況報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

						行 状 況		
				〇年〇月〇日富	きでに	○年○月○日以降に		
				完了したもの		実施するもの		
	区	分	総事業費					備考
				事業費	出来高比	事業費	事業完了	
					率		予定年月	
							日	
			円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された 事項について記載すること。
 - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号(第14関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 概算払請求書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

		美費 金 (A)	既受領額(B)		遂行 状況 報告	今回記 ((残額 (A) - ((B) + (C))		事業完	
分分	総事業費		金額	出来高	○ ○ 日 君 田 出 高 来	金額	○月○ 日現在 の予定 出来高	金額	○月○ 日まで の予定 出来高	了予定 年月日	備考
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

⁽注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項 について記載すること。

別記様式第7号(第15第1項関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 実績報告書

番号年月

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定 通知の内容に従い実施したので、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第 15 第 1 項の規定 により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として外食産業事業継続緊急支援事業補助金○○○円の交付を請求する。)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

		補助事業に要し	負 担	区 分	
		た経費	国庫補助金	その他	備考
区	分	(A+B)	(A)	(B)	
		円	円	円	
0000					
0000					
0000					
合	計				

- (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

5 収支精算

(1)収入の部

				比 較	増 減	
	区 分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考
		円	円	円	円	
1	国庫補助					
	金					
2	金 その他					
	合 計					

(2)支出の部

			比 較	増 減		
区分		本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考
		円	円	円	円	
合	計					

⁽注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
 - 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
 - 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5 (2) の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付すること。
 - 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号(第15第2項関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 (〇〇〇〇〇〇)事業)年度終了実績報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

	交付決定	の内容	年度内実績		翌年度実施		
							完了予定
区分	補助事業	国庫補助	(A) のう	概算払受	(A) のう	翌年度繰	年月日
	に要する	金	ち年度内	入済額	ち未支出	越額	
	経 費		支出済額		額		
	(A)						
	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
0000							
0000							
年度内完了分							
0000							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を 行った場合のほか、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度 内に完了しなかった場合を含む。)
 - 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
 - 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号(第15第4項関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 の消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった外食産業事業継続緊急支援事業補助金について、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第15第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
 4 補助金返還相当額 (3-2) 金 円
 - (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 (補助事業に要した経費に係る 消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する 場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複 する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称 その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 「
 - (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
 - (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する
 - ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合 は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売 上高を確認できる資料

7

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業 開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事 業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定 申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複 する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称 その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号(第20関係)

令和3年度 外食産業事業継続緊急支援事業補助金 に係る収益状況報告書

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業·食品産業) 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった外食産業事業継続緊急支援事業補助金に令和○年度の収益の状況について、外食産業事業継続緊急支援事業補助金交付等要綱第20第1項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

1	事業の目的	
2	補助事業の実施により得られた収益の累計額	円
3	上に要する費用の総額	円
4	補助金の確定額 ○年○月○日付け第○号により確定	円
5	前年度前での収益納付額	円
6	本年度収益納付額	円
(積算根拠)	

(注) 収益計算書等を添付すること。

別記様式第11号(第22関係)

財 産 管 理 台 帳

地区	区名		地区	事業実施	i年度	年度	Ē	農林水産省	省所管補助								
事		事 業	Ø	内 容		工	期	経	費	の	配	分	処分	制限期間	処分0)状況	
業			工種構造	施工箇所		着工	竣工		負	担	区	分	耐用	処分制限	承 認	処分の	摘要
区	事業種目	事業主体	施設区分	又は	事業量	年月日	年月日	総事業費	国庫補	都道府	市町村	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
分				設置場所					助金	県費	費						
								円	円	円	円	円					
	計																
	-1																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。